

小郡市議長交際費支出基準

平成25年3月13日議長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、議長（代理者を含む）が外部との交際のために支出する議長交際費について、その区分及び支出金額等の一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費は、議会の進展に結び付く事が期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の支出をするものとする。

(支出区分)

第3条 議長交際費は次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 弔費 葬儀、法要、供養等における弔電、香典、供物、供花等に係る経費
- (2) 会費 懇親会、祝賀会、式典、行事等において参加等に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 激励金 本市の公益性を高めると認められる団体又は個人を激励に係る経費
- (5) 渉外費 市政運営に資する外部との意見交換、交渉並びに懇談に係る経費
- (6) 贈答費 来客又は訪問先への土産、贈答品、記念品等購入に係る経費
- (7) その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、特別な理由により、基準額により難しい事情がある場合には、限度額を調整できるものとする。

(基準の改正)

第5条 議長交際費は、その支出内容や金額が社会通念に沿うとともに、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 前5条の規定にかかわらず、議長が特に必要と認める事項は、その都度定める。

附 則

この基準は、平成25年度の交際費の支出から適用する。

附 則（平成28年3月28日一部改正）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	内容・対象者等		金額
弔費	市議会議員	本人	10,000円
		配偶者、子	5,000円
	地元選出国會議員 地元選出県會議員	本人	10,000円
		配偶者、子	5,000円
	市三役	本人	10,000円
		配偶者、子	5,000円
上記のほか議長が特に必要と認めた場合			5,000円～ 10,000円
会費	懇親会、祝賀会、式典、行事等への参加に係る経費		2,000円～ 10,000円
見舞金	事故、災害等の見舞いに係る経費		5,000円 又は10,000円
激励金	本市の公益性を高めると認められる個人又は団体の激励に係る経費		5,000円(個人) 又は10,000円
渉外費	市政運営に資する外部との意見交換、交渉並びに懇談に係る経費		3,000円～ 10,000円
贈答費	来客又は訪問先への土産、贈答品、記念品等購入に係る経費		3,000円～ 10,000円
その他	議長が特に支出する必要があると認めた経費		社会通念上妥当 と認められる額 又は実費相当額

※尚、支出する金額については議長が決定する。